

一般社団法人 日本腎臓学会  
学会誌「The Japanese Journal of Nephrology (JJN)」投稿規定

1. 定款施行細則第 24 条に定める投稿規定は、次の通りとする。
2. 投稿資格  
投稿者は、全員が本学会員であることが必要である。但し、本学会から寄稿を依頼した場合、又は休会中の場合は、この限りではない。
3. 論文内容
  - (1) 投稿論文は、腎臓学に関する原著・症例報告・総説・Letters to the Editorなどで、未発表で他誌に投稿予定のないものとする。
  - (2) 内容が臨床研究である場合は、2003 年の厚生労働省による「臨床研究に関する倫理指針」（以後の改定を含む）に基づいて行われていなければならない。
  - (3) 内容が動物実験である場合は、2006 年の日本学術会議による「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」に基づいて行われていなければならない。
4. 投稿様式
  - (1) 投稿論文は、E-mail に添付して日腎事務局宛（hensyu@jsn.or.jp）に提出する。
  - (2) 投稿論文には、800 字以内の和文抄録と 300 語以内の英文抄録を付し、英文抄録には英文の題名、ローマ字の著者名及び英文で所属名を記載する。
5. 投稿論文の書き方
  - (1) 投稿論文は、原則として刷上り 10 頁以内、総説は 20 頁以内、Letters to the Editor は 1 頁以内とする。
  - (2) 論文は、Microsoft/Mac word（文章）、Power Point（図）等で作成し、A4 判用紙を縦長に使用し、横書とする。楷書・平仮名・新仮名使い・常用漢字を用い句読点を正確につける。英文・数字は半角を使用する。
  - (3) 医学用語は、「日本腎臓学会用語集」に準拠する。
  - (4) 論文の第 1 頁目には、1) 論文題名、2) 著者名・施設名及び代表者の直筆サイン、3) 図表を除いた論文の頁数、4) 図表の数、5) 邦語 20 字以内の running title、6) 別刷りの希望部数、7) 著者の連絡先（住所・電話番号・FAX 番号・E-mail address）を記載する。
  - (5) 第 2 頁目には、800 字以内の和文抄録を、第 3 頁目には、1) 300 語以内の英文抄録、2) 5 語以内で英文の key words を記入する。第 4 頁目以後は、連続して頁数を記入し、本文を記載する。
  - (6) 文献・表・図の説明文は、本文最終頁に続き各々異なる項目別に記載する。
  - (7) 略語を用いる時は、最初に全語句を記載して（ ）内に略語を記入し、以下は略語を用いる。  
例：Membranoproliferative glomerulonephritis (MPGN)
  - (8) 写真は、JPEG, TIFF, EPS ファイル形式などで、画像は仕上がり寸法で解像度 350 ppi 以上のものとし、Figure No を記載する。図は、Power Point 等で作成し、Figure No.をつける。  
表は、Word または Excel 等で作成し Table No. をつける。  
Figure, Table の挿入箇所は、本文原稿に番号を朱記して指示する。表・図とその説明は、英文とする。
  - (9) 編集委員会では、学会誌としての統一上、術語・記号・図表の体裁を変更する場合がある。
  - (10) 総説で既発表の図表を用いるときは、出典名を記入し、且つ著者及び出版社の了解を得ることが望ましい。
  - (11) 外国の国名・人名・地名・薬品名は、原語のままを用いる。数量は、C. G. S. 単位を用いる。
  - (12) 文献数は原則として 30 以内とし、本文の引用箇所に順次番号を付し、本文の末尾に一括して次の形式に従い引用順に記載する。但し、総説の文献数はこの限りではない。
    - 1) 書籍は、著者名（全員）、論文名、編者名、書籍名、所在地：出版社名、発行年（西暦）：頁（初頁-終頁）の順に記載する。

- (例1) 伊藤貞嘉, 高血圧 新診断基準, 分類, 画像診断. 下条文武, 内山聖, 富野康日己 編, 専門医のための腎臓病学 東京: 医学書院, 2002: 90-95.
- (例2) 坂口弘, 北本清. 腎生検の病理 腎臓病アトラス. 東京: 診断と治療社, 1996: 113-116.
- (例3) Kriz W and Kaissling B. Structural organization of the mammalian kidney. In: Seldin DW and Giebisch G (eds) The kidney. Physiology and Pathophysiology. 3rd Edition. Philadelphia: Lippincott Williams & Wilkins, 2000: 587-654.
- 2) 雑誌は, 著者名 (全員), 論文名, 雑誌名 発行年 (西暦); 巻数: 頁 (初頁-終頁), の順に記載する。
- (例1) 阿部圭志. 腎性高血圧の病態・治療・予後. 日腎会誌 2003; 45: 1-11.
- (例2) Lewis EJ, Lewis JB. Treatment of diabetic nephropathy with angiotensin II receptor antagonist. Clin Exp Nephrol 2003; 7: 1-8.
- 雑誌の略号は, Index Medicus 及び医学中央雑誌 (医学中央雑誌刊行会編) に準ずる。
- (13) 特別な試薬・機械などについては, 入手先の会社名か研究所名・地名・国名を記載する。
- (14) 患者プライバシー保護に考慮し下記の事項は記載しないこととする。
- 患者氏名・患者イニシャル・患者ID・患者住所 (都道府県まで可とする)・特定の月日 (月日の表示は, 「○月初旬」「入院後○日目」とする)。顔写真は本人と特定できないようにする。(顔全体像を掲載する場合は, 目隠しあるいは, 必要最小限の範囲に留める。個人の特定制できる写真を掲載する場合は, 患者本人または保護者の承諾書を提出すること。)
- 記載可の事項
- 年齢・性別・家族構成・地域 (都道府県まで)
- (15) 症例報告については, 患者の同意書を取得すること。
- 20歳未満の小児や患者本人が死亡している場合は, 保護者または近親者等の同意書を取得すること。投稿時に論文の本文末尾に同意取得したことを記載しなければならない。同意取得が不可能の場合はカバーレターにその理由を記載すること。
- (16) 臨床研究 (介入・観察) に関する論文には倫理委員会承認番号を記載する。
- (17) 動物実験に関する論文には, 動物実験委員会 (またはそれに相当する委員会) の承認番号を記載する。
- (18) 2015年1月1日以降, 臨床研究 (介入) に関する論文は, 公的な臨床試験登録機関への登録番号を記載する。
- 登録に関する詳細は, 医学雑誌編集者国際委員会 (ICMJE) の [http://www.icmje.org/#clin\\_trials](http://www.icmje.org/#clin_trials) を参照すること。
- 臨床試験登録機関例:
- ・ <http://www.clinicaltrials.gov/> (臨床試験)
  - ・ <http://anzctr.org.au> (オーストラリアの臨床試験登録)
  - ・ <http://isrctn.org> (ISRCTN 登録)
  - ・ <http://www.trialregister.nl/trialreg/index.asp> (オランダ・トライアル登録)
  - ・ <http://www.umin.ac.jp/ctr> (UMIN 臨床試験登録)

## 6. 掲載料

- (1) 論文の掲載費用は, 本学会の負担とする。
- (2) 別刷りは著者の実費負担とし, 発行時に出版社へ直接支払う。
- なお, 編集委員会から依頼した原稿はこの限りではない。
- (3) 必要があれば掲載証明書を発行する。
- (4) 特別掲載の便宜は図ることができる。

## 7. 原稿の採択及び校閲

- (1) 投稿論文の採否は, 編集委員会で決定する。採択された原稿は, 返却しない。
- (2) 査読終了後の再投稿は, 6カ月以内とする。それ以後は, 新規論文として扱うものとする。
- (3) 校正は, 初校のみ投稿者及び寄稿者に依頼するが, 再校以後は編集委員会で行うものとする。校

正は、字句の訂正に止める。印刷ミス以外に初校で大幅な訂正が生じた場合、あるいは印刷途中で論文に追加または挿入などが生じた場合は、掲載予定を変更し組み替え費用を申し受けるものとする。

(4) 正誤表は、刷上り論文が初校と異なる場合のみ無料とする。それ以外は、投稿者の実費負担とする。

(5) 寄稿論文は、編集委員会から依頼する。

#### 8. 著作権及び著作者の人格権

(1) 論文の内容については、著者が責任を負う。

(2) 共同研究の論文の場合は、著作権法第64条第3項の規定を適用し、共同著作物（論文）の著作者の人格権を代表して行使される1名を選び、原稿論文の氏名の右上肩に“○”印を付ける。編集委員会は、この著者を論文内容、その他についての実質的な代表責任者とみなす。

なお代表責任者は、直筆のサインを論文第1頁につけること。

(3) 論文が受理された場合は、上記のサインによって、その著作権を本学会に委譲することを承諾したものとみなす。

#### 9. 利益相反

著者が開示する義務のある利益相反状況は、投稿内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものである。投稿時に論文の本文末尾に利益相反状況を記載しなければならない。

#### 10. 原稿送付先

E-mail address : hensyu@jsn.or.jp

11. 本規定を改正する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

### 付 則

- 1 本規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本規定は一部改正の上、平成26年4月28日から施行する。
- 3 本規定は一部改正の上、平成28年8月29日から施行する。
- 4 本規定は一部改正の上、令和1年5月20日から施行する。
- 5 本規定は一部改正の上、令和2年11月30日から施行する。
- 6 本規定は一部改正の上、令和3年5月24日から施行する。